

あけぼの苑高崎訪問リハビリテーション

重 要 事 項 説 明 書

1. 事業所名 あけぼの苑高崎 訪問リハビリテーション

2. 代表者名 理事長 笹木 敬介

3. 所在地 〒370-0871
群馬県高崎市上豊岡町827-1
電話 : 027-343-2253
FAX : 027-340-7118

4. 事業の目的及び運営の方針

事業所の医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下、理学療法士等）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、在宅での生活上の不自由さに対しそれを改善・支援するために診療・リハビリテーションを提供することを目的としております。

利用者及びその介助者に対し、最適な診療・リハビリテーションを提供することにより、より良い生活を提供できるよう、最大限の支援することを運営方針としております。

5. 職員の種類、員数及び職務内容

医師、理学療法士等（常勤・非常勤）で、指定訪問リハビリテーションの支援の提供に当たります。また、医師、理学療法士等の質的向上を図るため、継続研修を行います。

6. 営業日及び営業時間

営業日 : 月曜日から金曜日
(国民の祝日・12月30日から1月3日までを除く)
営業時間 : 8時30分から17時30分までです。

7. 訪問リハビリテーションの提供方法及び内容

提供方法 : 診療・リハビリテーションを行うことで、利用者の生活の改善を目的としておりますので、提供場所は原則利用者様のご自宅と致します。

内容 : 居宅での生活の不自由さを解決するために、事業所医師による診療のもと、基本的な動作方法の練習および介助者への指導、在宅生活範囲を拡大するための移動方法の確立、生活機能の改善を図るための練習、自助具の紹介・提供、生活動作に必要な筋力トレーニング、関節可動域運動などのリハビリテーションを行います。

8. 通常の事業の実施地域

高崎市および安中市の一部といたします。

高崎市は八幡町・上豊岡町・中豊岡町・下豊岡町・剣崎町・藤塚町・鼻高町・乗附町・高浜町・下里見町・箕郷町下芝とします。

安中市は安中市板鼻・安中市宿とします。

9. 秘密の保持

事業所とその職員はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

ただし、サービス担当者会議等において、本人、家族に関する介護サービス提供に必要な範囲で自己の個人情報を用いる場合がございます。

10. 緊急時の対応

医師、理学療法士等は、指定訪問リハビリテーション実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに適切な処置を行うこととする。また、速やかに主治医へ連絡するが、連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

理学療法士等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者、事業所医師及び主治医に報告することとする。

11. 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制で訪問リハビリテーションの提供を行いますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、関係市町村等にご連絡するとともに、事故の拡大の防止、再発の防止、損害賠償などの必要な措置を講じます。

12. 苦情・ハラスメント処理の体制

- (1) 利用者からの相談又は苦情・ハラスメントに対する常設窓口は下記のとおりです。

受付責任者 (管理者：飯塚亮太)

(支援相談員：羽鳥景太・小林おり絵・戸塚和泉)

電話：027-343-2253 (あけぼの苑高崎 代表)

担当者が不在の場合でも対応できる体制をとっております。

- (2) 当事業所のサービスに対して苦情・ハラスメントがあった場合には、円滑かつ迅速に苦情処理を行うために、直ちに担当の介護支援専門員から事情を聴き、具体的に対応いたします。
- (3) 利用者の希望を最大限尊重し、場合によっては、リハビリテーションのメニューを作成し直します。
- (4) ハラスメント対策について
- ①当事業所は、職場におけるハラスメント行為の防止に取組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。このような行為を防止することは、ご利用者の皆

さまに、より良いサービスを継続して利用していただけることにもつながります。

- ②利用者およびその家族が当苑の職員に対して行う、身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）・精神的暴力（尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為）・セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）については、事実確認のうえ、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。

(5) 施設外の苦情相談機関

- ・群馬県国民健康保険団体連合会
介護保険課 苦情処理相談窓口 電話：027-290-1323
- ・群馬県庁
健康福祉部 介護高齢課 電話：027-226-2561
- ・高崎市役所
長寿社会課 電話：027-321-1248
- ・高崎市地域包括支援センター
本庁長寿社会課 地域包括支援担当 電話：027-321-1319
総合福祉センター 電話：027-370-8835
倉渕支所 電話：027-378-1111
箕郷支所 電話：027-371-5111
群馬支所 電話：027-373-1211
新町支所 電話：0274-42-1234
榛名支所 電話：027-374-6719
吉井支所 電話：027-387-3111
- ・安中市役所
介護高齢課 電話：027-382-1111

1 3. 利用者の負担金

- ① 利用者からいただく利用負担金は表1のとおりです。なお、この金額は介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- ② 交通費及び中山間地域等に居住する方へのサービス提供加算
通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーションに要した交通費及び中山間地域等に居住する方へのサービス提供加算は表1のとおりです。
- ③ 毎月10日に前月ひと月分の利用料が計算されます。10日以降直近の訪問時に請求書をお持ちします。お支払方法は以下の通りです。
- (1) 口座引き落とし
ご利用月の翌々月に指定した口座より引き落とされます。
 - (2) お振込でお支払いいただく。
お振込先は請求書に記載しております。
- ④ お電話に関しましては介護老人保健施設あけぼの苑高崎が代表番号となっています。こちらから訪問リハビリテーション事務室におつなぎいたします。

1 4. 高齢者虐待防止の取り組み

- (1) あけぼの苑高崎では高齢者虐待防止の取り組みについて、あけぼの苑高崎虐待防止委員会で対応マニュアルを定めるものとします。
- (2) あけぼの苑高崎では高齢者虐待防止に向けた職員研修を実施しています。
- (3) あけぼの苑高崎では、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているかいないかに関わらず速やかに市町村に通報します。

15、業務継続に向けた取組

業務継続に向けた取組の強化 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しております。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っております。

その他の料金（介護・予防共通の料金）

- ① 通常の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーションに要した交通費。
- ② 口座引き落としに要する手数料。

交通費	300円	概ね2km以上5km未満の場合。
交通費	600円	概ね5km以上10km未満の場合。
交通費	50円	概ね10km以上から1km増す毎に加算。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	15円	通常の事業の実施地域を越えて中山間地域等に居住する方にサービスを提供する場合に加算。 中山間地域とは国で示す『中山間地域等の加算対象地域』に明記された地域とします。
口座引き落とし手数料	165円	利用料を口座引き落としにて支払う場合に要する手数料。

あけぼの苑高崎訪問リハビリテーション料金表

1、訪問リハビリテーション費

介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金に1,033円を掛けた料金となります。

項目	介護報酬額のうち ご利用者負担割合	介護報酬額のうち ご利用者負担費用	備考
訪問リハビリテーション費	1割 2割 3割	308円/回 616円/回 924円/回	
短期集中リハビリテーション加算	1割 2割 3割	200円/日 400円/日 600円/日	退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から3月以内に集中的にリハビリテーションを行う場合に加算する。
認知症短期集中リハビリテーション加算	1割 2割 3割	240円/日 480円/日 720円/日	医師に認知症と判断された者に退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から3月以内に集中的にリハビリテーションを行う場合に加算する。
リハビリテーションマネジメント加算イ	1割 2割 3割	180円/月 360円/月 540円/月	ケアマネジメントの一環として、多職種協働によるリハビリテーション計画の作成をした場合に加算する。
リハビリテーションマネジメント加算ロ	1割 2割 3割	213円/月 426円/月 639円/月	ケアマネジメントの一環として、多職種協働によるリハビリテーション計画の作成をした場合に加算する。
医師が利用者に説明と同意を得た場合	1割 2割 3割	リハマネ加算に加えて 270単位/月	医師が利用者又はご家族に説明と同意を得た場合
移行支援加算	1割 2割 3割	17円/日 34円/日 51円/日	リハビリを実施する事で機能を改善し、社会参加に一定の件数繋がった場合に翌年度より加算する。
サービス提供体制強化加算	1割 2割 3割	6円/回 12円/回 18円/回	勤務する職員が勤続年数3年以上の者が規定数を占める場合に加算する。
退院時共同指導加算	1割 2割 3割	600円/回 1,200円/回 1,800円/回	医師やリハビリ職が退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った後に初回の訪問リハビリを行った場合に1回に限り算定する。
診療費減算	1割 2割 3割	-50円/回 -100円/回 -150円/回	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合。
口腔連携強化加算	1割 2割 3割	50円/日 100円/日 150円/日	口腔の口腔状態を評価し利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供をする。対象となる歯科医療機関

			の指示が相談体制を確保し文書で取り決めをしている場合に算定する。
--	--	--	----------------------------------

2、交通費・口座引き落とし手数料（介護保険適用外）

項目	ご利用者負担費用	備考
交通費	300円	通常の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーションに要した交通費として徴収。概ね2km以上5km未満。
交通費	600円	通常の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーションに要した交通費として徴収。概ね5km以上10km未満。
交通費	50円	概ね10km以上から1km増す毎に、上記料金に加算する。
口座引き落とし手数料	165円	利用料を口座引き落としにて支払う場合に要する手数料。

3、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金に1.033円を掛けた料金となります。

項目	介護報酬額のうち ご利用者負担費用 (1割負担の場合)	介護報酬額のうち ご利用者負担費用 (2割負担の場合)	介護報酬額のうち ご利用者負担費用 (3割負担の場合)	備考
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問リハビリテーション費の5/100の額の1割	訪問リハビリテーション費の5/100の額の2割	訪問リハビリテーション費の5/100の額の3割	通常の実施地域を越えて中山間地域等に居住する者にサービス提供した場合に加算する。 国で示す中山間地域等の加算対象地域における高崎市、安中市、榛東村、吉岡町に含まれる居住地域を対象とする。

あけぼの苑高崎訪問リハビリテーション料金表

1、介護予防訪問リハビリテーション費

介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金の1.033円を掛けた料金となります。

項目	介護報酬額のうち ご利用者負担費用 (1割負担の場合)	介護報酬額のうち ご利用者負担費用 (2割負担の場合)	備考
介護予防訪問リハビリテーション費	1割	298円/回	
	2割	596円/回	
	3割	894円/回	
短期集中リハビリテーション加算	1割	200円/日	退院・退所日又は新たに要支援認定を受けた日から3月以内に集中的にリハビリテーションを行う場合に加算する。
	2割	400円/回	
	3割	600円/回	
サービス提供体制強化加算	1割	6円/回	勤務する職員が勤続年数3年以上の者が規定数を占める場合に加算する。
	2割	12円/回	
	3割	18円/回	
退院時共同指導加算	1割	600円/回	医師やリハビリ職が退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った後に初回の訪問リハビリを行った場合に1回に限り算定する。
	2割	1,200円/回	
	3割	1,800円/回	
診療費減算	1割	-50円/回	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合。
	2割	-100円/回	
	3割	-150円/回	
事業所評価加算	1割	120円/月	利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に算定される。
	2割	240円/回	
	3割	360円/回	

2、交通費・口座引き落とし手数料(介護保険適用外)

項目	ご利用者負担費用	備考
交通費	300円	通常の実施地域を越えて行う指定介護予防訪問リハビリテーションに要した交通費として徴収。概ね2km以上5km未満。
交通費	600円	通常の実施地域を越えて行う指定介護予防訪問リハビリテーションに要した交通費として徴収。概ね5km以上10km未満。
交通費	50円	概ね10km以上から1km増す毎に、上記料金に加算する。
口座引き落とし手数料	165円	利用料を口座引き落としにて支払う場合に要する手数料。

4、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金に 1.033 円を掛けた料金となります。

項目	介護報酬額のうち ご利用者負担費用 (1割負担の場合)	介護報酬額のうちご利用者負担費		備考
		ご利用者負担費用 (2割負担の場合)	ご利用者負担費用 (3割負担の場合)	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	介護予防訪問リハビリテーション費の5/100の額の1割	介護予防訪問リハビリテーション費の5/100の額の2割	介護予防訪問リハビリテーション費の5/100の額の3割	通常の事業の実施地域を越えて中山間地域等に居住する者にサービス提供した場合に加算する。 国で示す中山間地域等の加算対象地域における高崎市、安中市、榛東村、吉岡町に含まれる居住地域を対象とする。